

秘密保持契約書

（以下、「甲」とする）とデータ復旧株式会社（以下、「乙」とする）は、乙の甲に対するハードディスク回収サービス（以下、「本サービス」とする）の提供に関し、以下のよう
に契約を締結する。

（秘密情報）

第1条 本契約において秘密情報とは、本サービスの対象として甲から乙に対し提供されたハードディスクドライブ等の媒体に記録されている情報その他本サービスの業務で知り得た甲の業務上の事項、情報等をいう。ただし、以下の各号に定める情報は、秘密情報には該当しない。

- （1）第三者に対する開示について事前に書面による甲の承諾を得た情報
- （2）開示を受けたとき、既に公知の情報
- （3）開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報
- （4）開示を受けたとき、すでに乙が適法に占有していた情報
- （5）正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わずに知得した情報

（秘密情報の管理）

第2条 甲から提供された秘密情報について、乙は適正に管理し、甲の書面による承諾がない限り、開示、複製、貸与、譲渡、漏洩してはならない。尚、法令に基づき裁判所または行政機関により所定の手続きを経て開示が求められた情報については、甲に対する書面による事前通知と協議を条件に開示可能とする。

2 乙は、乙における秘密情報管理体制を適切に整備するものとする。

（業務の委託）

第3条 乙は、甲の事前の承諾を得ず、本サービスを第三者に再委託してはならない。

2 前項の甲の事前の承諾を得て本サービスを第三者に再委託する場合には、乙は、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課すとともに、当該第三者の行為について責任を負う。

（有効期間）

第4条 本契約の有効期間は本サービスの受付日より業務が完了するまでとする。

（契約終了後の措置）

第5条 本契約が期間満了または解約等により終了した後においても、秘密情報が一般の公知となるまでの間本契約の秘密保持義務は有効とする。

（損害賠償）

第6条 秘密情報の漏洩等、乙の責に帰すべき事由により甲が損害を蒙った場合は、乙は甲に対し、その損害を賠償する責任を負う。ただし、乙は、乙の責に帰することができない事由から生じた損害及び特別の事情から生じた損害については一切の責任を負わないものとする。

（管轄裁判所）

第7条 本契約に関し甲乙間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の証として本書2通を作成し、甲乙各々記名捺印のうえ各1通を保有する。

締結日 年 月 日

甲 (住所) _____
(会社名) _____
(代表者名) _____

印

乙 (住所) 東京都中野区中野3丁目50番14号 米持ビル2階
(会社名) データ復旧株式会社
(代表者名) 代表取締役 森下広一

印